

Title	『国号考』の仮名字体：訓仮名出自字体の忌避・追考
Author(s)	内田, 宗一
Citation	語文. 2001, 75-76, p. 38-46
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68975">https://hdl.handle.net/11094/68975</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 『国号考』の仮名字体

— 訓仮名出自字体の忌避・追考 —

はじめに

本稿の筆者は、先に本居宣長『古事記伝』板本に使用される仮名字体について考察を行い、『古事記伝』板本には訓仮名出自の仮名字体の使用を意図的に避けるという表記原則が存することを明らかにし、その原則を「訓仮名出自字体の忌避」と名づけた。そして、その原則の創出の背景には、近世の国学者・漢学者らの著述に広く認められる、万葉仮名のうちの音仮名を正統な仮名と捉える万葉仮名観が大きく関与していると考えられることを論じた。<sup>(1)</sup> 本稿は、前稿の論旨を踏まえつつ、訓仮名出自字体の忌避という表記原則が、宣長の著作の板本では『古事記伝』以外に『国号考』にも適用されているという事実を新たに指摘するとともに、その実態の検討を通じて、この訓仮名出自字体の忌避という表記原則の本質と運用について、考察を深めることを目的とするものである。

## 一、『国号考』板本の仮名字体

『国号考』（天明七年刊）は、日本を表す国名の数々について考証を行った宣長の著作である。板本の板下は、宣長の長男である本居

春庭が認めている。<sup>(2)</sup> まずはじめに、本書の板本に使用される仮名字体の全体像を、次頁の表・一に整理してまとめた。<sup>(3)</sup>

『国号考』板本の仮名字体に関しては、既に矢田勉氏が「特殊な平仮名字体の使用」という特徴の見られることを指摘している。実際、表・一に挙げられている仮名字体のうち、「許・受・都・婆・夫・閉・倍・米」などは、同時代の小説類板本ではあまり使用が認められない。また、「字・衣・美」など漢字の草体に近い字体が使用されている点も特徴的である。矢田氏は、『国号考』板本に見られる特殊な仮名字体の多くが『古事記伝』板本でも共通して使用されていることから、両者の関連についても言及し、『国号考』が『古事記伝』板本の版下作成に当たって、その仮名字体の範の一端となった可能性もある<sup>(4)</sup>と論じている。<sup>(6)</sup> 『古事記伝』板本に使用される仮名字体については、本稿の筆者も前稿で調査を行ったが、矢田氏の指摘通り、『国号考』板本と共通する仮名字体は多く認められ、両書の表記に何らかの関連性が存することは確かであると思われる。ただし前稿で論じたように、『古事記伝』では、単に近世としては特異な仮名字体が使用されているというのみならず、訓仮名出自字体の忌避という表記原則が貫かれている点に、その仮名字体使用の特色があ

内田宗一

表・一 『国号考』板本における使用仮名字体一覧

ア	あ	い	う	え	お
カ	か	き	く	け	こ
サ	さ	し	す	せ	そ
タ	た	ち	つ	て	と
ナ	な	に	ぬ	ね	の
ハ	は	ひ	ふ	へ	ほ
マ	ま	み	む	め	も
ヤ	や		ゆ		よ
ワ	わ				
ン					

つた。本節では、訓仮名出自字体の忌避という観点から、『国号考』板本の仮名字体について改めて検討を加えることとしたい。ここで、先の表・一に掲げた『国号考』板本所用の仮名字体についてその字源を列挙してみると、次のようになる(但、合字コトを除く)。

安・阿 以 字 衣 於 加 可 幾 起 久 具 計 氣 希 遣 己  
古 許 左 佐 之 志 須 受 世 勢 曾 多 太 知 都 天 登 止  
奈 那 尔 仁 耳 奴 怒 祢 年 乃 能 波 八 婆 比 飛 不 布  
婦 夫 閉 通 倍 保 本 末 滿 万 美 武 牟 免 米 毛 也 由  
与 良 羅 利 里 李 梨 留 流 類 累 礼 連 呂 路 王 和 惠  
遠 越

ここに挙げられた字源を通覧すると、表・一に掲出される仮名字体は、全て字音に基づく字体であることが分かる。つまり、『国号考』

板本においては音仮名出自の仮名字体が専ら使用されているのであり、この点から、『国号考』板本についても『古事記伝』板本と同様、訓仮名出自字体の忌避が適用されていることが認められる。

ただし、右に列挙した字源のうち、「止」に関しては若干問題が存する。『国号考』板本には(へつ)の仮名字体「と」が一例(一二オ)使用されているが、この「と」は字源「止」の字音に由来する字体と考えられ、現代の視点からは音仮名出自字体と認められるものである。しかし、この「と」は、先に調査した『古事記伝』板本においては、訓仮名出自字体の忌避の対象字体となっていたのである。

宣長の『古事記伝板下認振之事』は、『古事記伝』巻二の板下執筆者である栗田土満に宛てて記された『古事記伝』板下執筆に際しての注意書きである。その中には『古事記伝』板下の使用仮名字体を具体的に指定するくだりが存し、使用を避けるべき仮名字体として、「者・へ・と・と・つ・徒・江・め・ミ」の九字体が挙げられている。この『古事記伝板下認振之事』における使用仮名字体選定の態度の背後に、訓仮名出自字体の使用を避け、音仮名出自字体のみを統一的に使用しようとする宣長の意向が読み取れることは前稿で論じた通りであるが、注意すべきなのは、ここに訓仮名出自字体の忌避の対象となる字体の一つとして、現在では音仮名出自と解される先の「と」も含まれているという点である。

このこと背景には、近世における「と」の字源解釈の問題が関与している。近世には、この「と」の字源に関して、漢字「土」の字音に基づく字体と捉える説と、漢字「止」の字訓に基づく字体であると説との二説が対立していた。「と」は、訓仮名出自とも解され得る仮名字体として存在していたのである。宣長は、確実に音

仮名出自と目される仮名字体のみを使用字体とし、純粋な訓仮名出自字体のほか、音仮名出自か訓仮名出自か確定できない字体をも忌避の対象としたため、結果として、現代では音仮名出自とされる「ど」も使用が避けられたものと考えられるのである。<sup>(10)</sup>

このような近世における仮名字体の字源の認識のありようを考慮に入れれば、『国号考』板本での「ど」の使用は、訓仮名出自字体の忌避の原則からは外れる例ということになる。ただし、『国号考』板本における「ど」の使用は、先述の通り一例のみであり、これは不注意による使用例と解せられよう。訓仮名出自字体の忌避という表記原則は、基本的に『国号考』板本でも適用されていると言える。<sup>(11)</sup>

訓仮名出自字体の忌避という表記原則は、前稿で論じたように、古代における表記のありよう、特に『古事記』の万葉仮名表記における訓仮名の不使用という原則に倣って創出されたものである。訓仮名出自字体の忌避が『古事記伝』に適用されたのも、内容面で『古事記』という文献と直接的な関わりを有するがゆえのことであった。しかし、一方『国号考』は、『古事記』も引証の一つとして利用してはいるものの、『古事記』との関係は『古事記伝』ほどに密接だとは言いがたい。なぜ『国号考』板本においても訓仮名出自字体の忌避が適用されているのか、その経緯が問われよう。『国号考』板本における訓仮名出自字体の忌避の適用の事実が明らかになったことに伴って、この表記原則の有する性格や、その運用に関し、新たな角度から考察を加える必要が出てきたと言える。

## 二、『古事記伝』板本との比較

本節では、『国号考』板本と『古事記伝』板本双方における訓仮名

出自字体の忌避の実態を比較し、その差異を考察することを通じて、両書へこの表記原則が適用された時期の先後関係を明確にし、さらにその創出の直接の契機を論じることとしたい。これまでに明らかにしたように、『国号考』及び『古事記伝』の板本ではともに訓仮名出自字体の使用が忌避されている。しかしながら、その実現に際しては、両者の間に少なからぬ差異もまた認められるのである。

まず『国号考』板本では、前述のように、訓仮名出自字体の忌避に外れる例は、近世における仮名字体の字源認識を考慮に入れても全体を通じて「ど」一例のみであり、この表記原則をかなり厳密に実践していた。これに対し、『古事記伝』板本では、原則としては訓仮名出自字体が忌避されてはいるものの、実際には例外となる例も多く存する。具体的には、全巻を通じて計二八七七例の訓仮名出自字体の忌避に反する例が認められるのである。<sup>(12)</sup>このような両書における例外の数の多少は、『国号考』板本が全一卷であるのに対し、『古事記伝』板本は全四巻と大部であるという、分量的な差によるところもあるかとは思われるが、その点を勘案したとしても、あまりに顕著な差であると言える。訓仮名出自字体の忌避の原則を遵守する度合という点において、『国号考』板本と『古事記伝』板本との間には、明らかな差が看取される。

さらに、この両書における訓仮名出自字体の忌避の例外の問題に関連して注意したいのは、仮名字体「へ・と・ど」の使用に関する態度である。「へ・と・ど」はいずれも訓仮名出自字体の忌避の対象字体であるが、それにも関わらず『古事記伝』板本ではまとまった数の用例が見られる。具体的には、三字体合わせて計二七六一例の使用が認められ、これは『古事記伝』板本全体における訓仮名出自

字体の忌避の例外の約九六パーセントに相当する。この数値から、この三字体の多用が先に指摘した『国号考』板本・『古事記伝』板本間の訓仮名出自字体の忌避を遵守する度合の差の直接的な要因ともなっていることが推測されるのであるが、『古事記伝』板本内部における「へ・と・と」の用例の分布状況に注目すると、また新たに興味深い問題が立ち現れてくるのである。

『古事記伝』板本に関して、「へ・と・と」に限らず、訓仮名出自字体の忌避に反する用例全般の分布状況を眺めてみると、それらの例外は全ての巻にあまねく分散して存しているわけではなく、巻による偏りのあることが看取される。例えば、既に前稿で論じたことであるが、『古事記伝』板下の製作開始当初に板下書きを担当した春庭と、それ以外の板下執筆者とを比較すると、春庭が板下を担当した巻（巻一〜一四・一八〜二〇）では訓仮名出自字体の忌避がより厳密に守られる傾向にある。そのような春庭が板下書きを担当した範囲の巻々の内部における、訓仮名出自字体の忌避に外れる用例の

表・二

巻数	仮名		二
	へ	と	
巻一	0	0	0
巻二	116	113	18
巻三	0	0	0
巻四	0	0	0
巻五	0	0	3
巻六	0	0	0
巻七	0	0	0
巻八	185	37	10
巻九	0	0	0
巻一〇	0	0	0
巻一一	0	0	0
巻一二	0	0	0
巻一三	0	0	0
巻一四	0	0	0
巻一八	0	0	0
巻一九	45	15	0
巻二〇	0	0	0

分布状況についてまとめたものが、表・二である。

表・二より、春庭の板下執筆箇所においては、訓仮名出自字体の忌避の例外として「へ・と・と・丹」の四字体の使用が見られることが分かる。このうち「丹」は用例数が比較的少なく、不注意による使用と解することが可能であろう。一方「へ・と・と」は、巻二・八・一九の三巻においてはかなり多用されるもの（表中網かけ部）、それ以外の巻では全く使用されないという際だった分布上の偏りが認められる。ここで注意されるのは、この「へ・と・と」が多用される巻二・八・一九の三巻が、いずれも『古事記伝』の板行過程の最初期に板下が製作された巻であるという点である。<sup>14)</sup>つまり、この「へ・と・と」の用例の分布の偏りからは、『古事記伝』板本における訓仮名出自字体の忌避の運用に関して、板下製作を開始した当初においては「へ・と・と」は忌避の対象とはなっていなかったのが、後に方針が転換され、使用が避けられるようになっていったという変化の跡を読み取ることができる。「へ・と・と」は、いずれも近世においては字源説が一定していない仮名字体であった。これらの字体は、字源解釈の立場の違いによっては、音仮名出自・訓仮名出自のどちらとしても捉えられ得たわけである。『古事記伝』板本における「へ・と・と」の使用に関わる態度の変化も、字源説との関わりの中で、これらの字体を忌避の対象に含み入れるか否かの判断が揺れたことによるものとして解釈することができよう。

ここで翻って、『国号考』板本における訓仮名出自字体の忌避のありようを顧みてみると、既に述べたように、『国号考』板本では「と」が一例使用されるのみで、基本的に「へ・と・と」は使用が避けられていた。『国号考』板本におけるそのような仮名字体使用の実態は、

『古事記伝』板本において、「へ・と・と」三字体の扱いに対する態度が転換した後の時点での訓仮名出自字体の忌避のありようと一致する。このことは、すなわち『国号考』板下の執筆された時期が、『古事記伝』巻二・八・一九の板下の執筆時期よりも後であることの意味するものと言えよう。訓仮名出自字体の忌避は、まず『古事記伝』の板下執筆に際して実践され、『国号考』板本への適用は、それよりも遅れてのことであると考えられるのである。

訓仮名出自字体の忌避は『古事記』における万葉仮名表記のありようを強く念頭に置いて創出された表記原則であり、その創出の直接の契機は、やはり『古事記』と内容面で密接な関係を有する『古事記伝』の板行にあつたのだと言える。『古事記伝』板本と『国号考』板本との表記面における影響関係に関して、先に矢田勉氏は、『国号考』から『古事記伝』へという方向での影響の可能性を論じたが、<sup>(15)</sup> 両書における仮名字体使用の実態に基づけば、その影響の方向は逆転させて捉えるべきであると考えられるのである。<sup>(16)</sup>

なお、『国号考』には宣長の自筆稿本が現存し、現在は本居宣長記念館に所蔵されている。<sup>(17)</sup> この稿本は墨付二四丁に付箋が計七枚付されており、随所に本文訂正の跡が認められる。試みに、この稿本においても訓仮名出自字体の忌避が見られるか調査してみると、本文部分においては適用の跡は認められないものの、付箋に記された訂正文の一部分においては、訓仮名出自字体の忌避が適用されていることが確認される。このことは、一見、『古事記伝』板本に先立って『国号考』稿本において訓仮名出自字体の忌避が行われた可能性を示すようだが、しかし、この『国号考』稿本の訂正文は、「その訂正後の本文は、板本とほぼ同じであつて、板下が書かれる前に補

訂したものであろう」と論じられているものであり、<sup>(18)</sup> 訂正文中に見られる訓仮名出自字体の忌避も、板下執筆直前の段階でなされたものと捉えるべきであると考えられる。

以上論じてきたように、訓仮名出自字体の忌避が『国号考』板本においても適用されていることが判明した一方で、その創出の直接の契機は、あくまでも『古事記伝』の板行にあり、原典『古事記』の万葉仮名表記の影響のもとに成り立った表記原則であることが改めて確認された。次に問題となるのは、そのように『古事記』という文献に即して創出された原則が、なぜ『国号考』板本にも適用されたのかという、訓仮名出自字体の忌避の運用のあり方に関わる問題である。この点については、次節で検討を加えることとする。

### 三、訓仮名出自字体の忌避の運用

前節までの考察により、『国号考』板本の表記にも訓仮名出自字体の忌避という原則の存することが明らかとなった。『古事記伝』『国号考』の二作以外の宣長の著作の板本で訓仮名出自字体の忌避が適用されているものは、現在までに確認できていない。問題となるのは、なぜこの二作に限って、訓仮名出自字体の忌避という独特の表記原則がとられたのかという点である。このうち『古事記伝』については、繰り返し述べているように、『古事記』と直接的な関連を有する点が理由として考えられるものの、『国号考』に関しては、『古事記』と特に強い結びつきがあるとは言いがたく、著作の内容面のみからこの表記原則がとられた理由を説明することは困難である。そこで、本節では『古事記伝』及び『国号考』について、両者に共通する要素を取り出して検討することから、『国号考』板本へ訓仮名

出自字体の忌避が適用された経緯を考察することとしたい。

『古事記伝』『国号考』両者の共通点として、まず第一に挙げられるのは、内容面において、いずれも古代に関する考証を旨とする著作であるという点である。『国号考』は『古事記』との直接的な結びつきという点はやや弱いものの、そこで論じられているのは古来の日本の国名に関する考証である。この点に、古代における表記のありようを志向する表記原則である訓仮名出自字体の忌避が『国号考』板本に適用された要因の一つを見て取ることができよう。

そして、もう一つ注意されるのは、両書の出版に関わって、板下製作の事情に共通する部分が認められるという点である。『古事記伝』『国号考』とも、その板下は天明六、七年の重なり合う時期に、本居春庭によって、執筆が開始されているのである。前節でも述べたように、『古事記伝』板本内部での訓仮名出自字体の忌避の実態を見た場合、春庭が板下を担当した巻では、それ以外の巻に比してその原則がより徹底していた。春庭以外の人物が筆耕を務めた巻では、多少なりとも訓仮名出自字体の忌避に外れた用字を行う場合が多い。例えば、宣長が自ら板下を認めた巻一五〜一七にさえ、少数ながら訓仮名出自字体の忌避の例外が存するのである。また、『古事記伝』の板下執筆に関しては、先にも引用した「古事記伝板下認振之事」という、板下執筆についての具体的な注意書きも残されているが、このことは逆に言えば、訓仮名出自字体の忌避は、「古事記伝板下認振之事」のようなかたちで具体的に細かく指示が出されなければ実践が困難な、特殊な原則であったということをも示していよう。訓仮名出自字体の忌避は、宣長の学問的見地に適合する表記原則ではあったが、その独自性ゆえ、実践に際しては、誰にでも容易に行え

るとはいかなかったことが推測されるのである。

このように見てくると、訓仮名出自字体の忌避をほぼ完全なかたちで実行していた春庭の、筆耕として果たした役割の大きさが確認される。そこで、ここで視点を変え、春庭が筆耕を務めた宣長の著作全般を見渡し、その中で訓仮名出自字体の忌避という表記原則の位置づけを試みることにしたい。「本居春庭写物覚帳」と題する覚書には、春庭が宣長の指示で書写を行った書物が年次順に列記され、そこには板下執筆の記録も記されている。ここから確認できる、春庭が板下書きを担当した宣長の著作は次の通りである。

天明六〇寛政元年 『古事記伝』巻一〜一三・一八〜二〇<sup>(22)</sup>

天明七年

寛政元年

寛政元年

『玉くしげ』  
『神代正語』

このうち『古事記伝』及び『国号考』の板本に訓仮名出自字体の忌避が適用されていることは、既に論じた通りである。残る『玉くしげ』と『神代正語』については、板本での使用仮名字体を調査した結果を、表三と表四に示した<sup>(23)</sup>。これらの表からは、『玉くしげ』『神代正語』のいずれの使用仮名字体にも、「者・へ・と・と・つ・徒・め・ミ」といった訓仮名出自字体の忌避の対象となる字体が多く含まれていることが分かる。『玉くしげ』及び『神代正語』の板本に関しては、訓仮名出自字体の忌避の適用は認められないのである。

以上より、春庭板下による宣長の著作の板本は、訓仮名出自字体の忌避が適用されている『古事記伝』『国号考』と、適用されていない『玉くしげ』『神代正語』との二群に分けることができるのであるが、ここで両群を比較して気づくのは、各群において、それぞれの

表・三 『玉くしげ』板本における使用仮名字体一覧

ア	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ
カ	か	か	か	か	か	か	か	か
サ	さ	さ	さ	さ	さ	さ	さ	さ
タ	た	た	た	た	た	た	た	た
ナ	な	な	な	な	な	な	な	な
ハ	は	は	は	は	は	は	は	は
マ	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
ヤ	や	や	や	や	や	や	や	や
ラ	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら
ワ	わ	わ	わ	わ	わ	わ	わ	わ
ン	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん
イ	い	い	い	い	い	い	い	い
エ	え	え	え	え	え	え	え	え
ウ	う	う	う	う	う	う	う	う
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ

表・四 『神代正語』板本における使用仮名字体一覧

ア	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ
カ	か	か	か	か	か	か	か	か
サ	さ	さ	さ	さ	さ	さ	さ	さ
タ	た	た	た	た	た	た	た	た
ナ	な	な	な	な	な	な	な	な
ハ	は	は	は	は	は	は	は	は
マ	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
ヤ	や	や	や	や	や	や	や	や
ラ	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら
ワ	わ	わ	わ	わ	わ	わ	わ	わ
ン	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん
イ	い	い	い	い	い	い	い	い
エ	え	え	え	え	え	え	え	え
ウ	う	う	う	う	う	う	う	う
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ
ク	く	く	く	く	く	く	く	く
ケ	け	け	け	け	け	け	け	け
コ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ	こ

著作の有する内容面での性質が互いに異なっているという点である。

つまり、前者『古事記伝』『国号考』はどちらも専門書性格を有した、本格的な古代考証の研究書であるのに対し、後者『玉くしげ』

『神代正語』はいずれも初学者を対象とし、平明を旨として書かれた、言わば入門書性格を有する書物なのである。わずか四作品に

ついての検討から、全体的な傾向性を論じることには慎重になるべきであるが、少なくとも春庭が板下書きを担当した範囲内において

は、専門的内容を有する古代研究書では訓仮名出自字体の忌避を實踐し、初学者向けの書物では通常一般の仮名字体使用を行うという

ように、刊行される書物の内容面に応じて、訓仮名出自字体の忌避を適用するかどうかを決定していたことが看取されるのである。

訓仮名出自字体の忌避は、古代における表記のありようを的確に認識して初めて書き手の真意を理解できるといふ、術学的とも言える表記原則である。宣長は、『古事記伝』『国号考』といった、古代

考証を旨とし、かつある程度高度な教養を有した読者が期待される著作に限って訓仮名出自字体の忌避を適用し、春庭に実践させていたものと考えられる。訓仮名出自字体の忌避は、その本質を理解し

うる読者層を意識した上で実践されていたのだと言えよう。

ま と め

訓仮名出自字体の忌避は、天明六年に開始された『古事記伝』の板下製作用を契機として、古代における表記のありよう、特に『古事記』の万葉仮名表記における訓仮名の不使用に則して創出された表記原則である。訓仮名出自字体の忌避は、『古事記伝』に引き続いて

板下製作用が開始された『国号考』においても適用された。『古事記伝』



及び『国号考』は、板下製作の段階で、ともに本居春庭が筆耕として関与しており、訓仮名出自字体の忌避の実践には筆耕としての春庭の存在が大きく関わっていたことが考えられる。春庭が筆耕を務めた宣長の著作を見渡すと、訓仮名出自字体の忌避は、専門的な古代研究書という性格を有する『古事記伝』『国号考』で実践される一方、『神代正語』『玉くしげ』といった入門書的な性格を有する著作では適用されていない。著作の内容面や、そこから想定される読者層に即した使い分けが認められるのである。

『古事記伝』板本及び『国号考』板本以降、宣長の著作で訓仮名出自字体の忌避が実践されることはなくなつたが、これに関しては、春庭が寛政三年頃から目を患い、板下の執筆が困難になつたことが直接の大きな理由となつたと思われる。訓仮名出自字体の忌避に込められた真意を的確に理解し、原則から外れぬよう板下を執筆するには、筆耕の側にも相応の素養が求められた。その意味で、春庭は訓仮名出自字体の忌避を実践してゆく上で不可欠の、重要な存在であつたと考えられる。春庭による板下執筆が困難となつて以降は、刊行途中であつた『古事記伝』のみは、それまでに刊行された巻と統一をとる必要から、春庭以外の人間が板下を認めるに際しても訓仮名出自字体の忌避が実践されたが、それ以外の著作では、たとえ古代のことを扱う内容であつても、訓仮名出自字体の忌避を適用することは断念せざるを得なくなつたものと考えられるのである。

春庭の眼病により、訓仮名出自字体の忌避は、宣長の著作において繁用される機会を失つた。また、後代の国学者が自らの著作で『古事記伝』板本を模した表記を試みた場合にも、一見して特徴的な、特殊な仮名字体を取り入れて使用するなどの表面的な模倣の範囲に

とどまり、訓仮名出自字体の忌避を適切に把握し実践する者は出現しなかつた。<sup>(25)</sup>訓仮名出自字体の忌避は、結果的には、一般に浸透することなく、非常に限定された範囲においてのみ通用した表記原則であると言える。しかしながら、その運用面に目を向ければ、それは本来、『古事記伝』という個別の著作の範囲に限定されることなく、古代考証の研究書に広く適用され得る可能性を有する表記原則として存していたことが推測されるのである。そして、このことを勘案すれば、訓仮名出自字体の忌避は、『古事記伝』の執筆に際して臨時的に、『古事記』を模倣した表記法を創り出したというような域を超え、国学という学問的基盤を背景に、古代に則つた表記原則を理論的に構成しようという、宣長の新たな表記原則の創出の試みとして評価することができるものと考えられるのである。

#### 注

(1) 『古事記伝』の仮名字体——訓仮名出自字体の忌避とその背景——(『国語文字史の研究』六、和泉書院、二〇〇一年刊行予定。以下、「前稿」と称する。また、論述の都合上、「古事記伝」板本における仮名字体の使用に関して、前稿と重複して述べる部分の含まれることとお断りしておく。

(2) 本居春庭が書写を行った書目の記録である『本居春庭写物覚帳』の「天明七年丁未」項に、「国号考 板下」との記載が認められる(『本居宣長全集』別巻二(筑摩書房、一九七七年)、五四〇頁)。

(3) 調査テキストには大阪府立中之島図書館蔵の天明七年刊記本(『講求記号』三七四―二二〇)を使用した。字体の掲出に際しては、原本のありようをより詳細に表したいことから、同字源の仮名字体と、あるいは同一字体が臨時的に形状を変化させたという、字形上の差異と捉え得る可能性があると思われるものも採用した。表・三、表・四についても同じ。

(4) 矢田勉氏「鈴屋の文字意識とその実践」(『鈴屋学会報』第一五号、一九九八年二月)、二八頁。

(5) 現行の平仮名・片仮名字体でない仮名字体は、字源の漢字を代用して示した。以下の論述でも、論旨に支障のない範囲では同様に処理した。

(6) 注(4)に同じ。

(7) 前掲の表・二を参照。

(8) 宣長の『寛政八年九月二四日付栗田土満宛書簡』(『本居宣長全集』第一七巻(筑摩書房、一九八七年)所収、書簡番号四五九)に別紙として付される。該当部は前掲に引用している。

(9) 契沖「和字正鑑抄」(元禄八年刊)や橋成貞「倭字古今通例全書」(元禄九年刊)などには、二つの字源説の対立を窺わせる言説が見られる。(10) 訓仮名出自字体の忌避に関して、現在の字源認識では首仮名出自と捉えられる仮名字体(「と・と・徒」)も忌避の対象に含まれているということについては、前掲で論じた。

(11) なお、矢田勉氏は注(4)論考において、「国号考」板本では「古事記伝」板本と同じく「つと・と・へ」が使用されていないという事実に着目しており、本稿の指摘と部分的に重なる。

(12) 前掲の表・二を参照。

(13) 注(12)に同じ。

(14) 「古事記伝」に関しては、その板行の進行状況を記録した宣長の覚書「古事記伝上木雑事」及び「伝板出来之覚」が現存する(ともに『本居宣長全集』第二〇巻(筑摩書房、一九七五年)所収)。巻二・八・一九に関する記述は前掲で引用しているので参照されたい。

(15) 「古事記伝」と「国号考」の先後関係に関し、矢田勉氏は前掲注(4)論考において、「特殊な平仮名字体の使用は、『国号考』に見られる。『国号考』は『古事記伝』に先行して版行されているうえ、稿本の段階でもそれが認められるから、鈴屋に於いてこの特殊な平仮名字体系が成立した時期や経緯を考える上で重要である。『国号考』が『古事記伝』版本の版下作成に当たって、その仮名字体の範の一端となつた可能性もある(二八頁)と述べている。

(16) このことは「古事記伝」及び「国号考」の板下出来の記録からも裏付けられる。まず「古事記伝」に関しては、前掲の「古事記伝上木雑事」及び「伝板出来之覚」によると、最も早く板下が出来たのは巻二で、天明六年一〇月一四日に板下が書肆へ送られたとの記録が見える。一方、「国号考」については、「著述書上木覚」(『本居宣長全集』第二〇巻(筑摩書房、一九七五年)所収)と題する宣長の覚書によれば、天明七年三月八日に板下が書肆へ送付されている。両書の刊行は、「古事記伝」が寛

政二年から文政五年にかけてであるのに対し、「国号考」は天明七年と、「国号考」が先行するのであるが、板下の出来時期に関しては順序が逆となり、「古事記伝」の板下の方が先に出来ているのである。

(17) 『本居宣長全集』第八巻(筑摩書房、一九七二年)の口絵には冒頭部の写真が一葉掲載されている。また、同書所収の大久保正氏「解題」の「国号考」の項でも、自筆稿本についての解説がなされている。

(18) 七枚の付箋のうち、一〇・二〇・二ウに貼付された付箋では、記された訂正文本文に関し、若干の例外も存するものの、訓仮名出自字体の忌避がほぼ認められる。上部余白に書き入れられた訂正文本文については、個々の文章が短いが多いため判断しがたいが、全体的には訓仮名出自字体の忌避は適用されていないようである。

(19) 大久保正氏「解題」(『本居宣長全集』第八巻(筑摩書房、一九七二年))の「国号考」の項。  
(20) 巻一五に一〇例、巻一六に二例、巻一七に一例の例外が存する。前掲の表・二を参照されたい。

(21) 『本居宣長全集』別巻二(筑摩書房、一九七七年)所収。

(22) 『本居春庭写物覚帳』には記載がないが、「古事記伝」巻一四も春庭の板下と考えられている。

(23) 調査テキストは、「玉くしげ」は大阪府立中之島図書館蔵の寛政元年刊記本(請求記号・二二五七四②)を、「神代正語」は架蔵の無刊記本を使用した。

(24) とはいえ、春庭以外の人間が板下を担当した範囲には訓仮名出自字体の忌避の例外が目立つということは、既に論じた通りである。

(25) 矢田勉氏は注(4)論考において、「古事記伝」板本の書記様式を踏襲した者として伴僧友、平田篤胤、岡部春平の名を挙げた上で、「特殊な仮名字体の使用は受け継いでいるものの、『古事記伝』版本が注意深く使用を避けた「つと・と・へ」のような字体をも使用している(三三五頁)と述べ、彼らの著作と「古事記伝」板本との間に仮名字体の体系の違いが生じていることを指摘している。